

(写)  
7 三総政第686号  
令和8年1月22日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

### 議案の送付について

令和8年第1回三鷹市議会臨時会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

議案第1号 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

議案第2号 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）

議案第1号

令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

緊急執行を要した令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年1月23日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 専 決 処 分 書

令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

三鷹市長 河 村 孝

### 理 由

令和8年1月23日に衆議院の解散が予定されていることから、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る早急な予算措置の必要が生じたため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 提案理由

令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出します。

## 参考法令

### 地方自治法抜粋

#### （長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

#### （第2項省略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めるなければならない。

#### （以下省略）

議案第2号

令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年1月23日

提出者 三鷹市長 河 村 孝